

告 示

埼玉県告示第九百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

上尾ショッピングセンター

埼玉県上尾市大字小敷谷字大久保八百七十五 五

ロ 変更の概要

大規模小売店を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社東急ストア 取締役社長 川島宏

（変更後）株式会社東急ストア 取締役社長 須田清

大規模小売店舗の名称

（変更前）上尾東急ストア

（変更後）上尾ショッピングセンター

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社東急ストア 代表取締役 川島宏

東京都目黒区上目黒一丁目二十一番十二号 外計十者

（変更後）株式会社エコス 代表取締役社長 平邦雄

東京都昭島市中神町千百九十番地一号 外計九者

ハ 変更年月日

平成二十六年五月十五日外

ニ 届出年月日

平成二十六年五月二十六日

二 縦覧期間

平成二十六年六月二十日から平成二十六年十月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年六月二十日から平成二十六年十月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課